同表の備考の二の95中「47」を「46」に改め、同表の備考の二中95を94とし、96から100までを95から99までとし、同表の備考の二の101中「52」を「51」に改め、同表の備考の二中101を100とし、102から115までを101から114までとし、同表の備考の二の116中「118及び120」を「117及び119」に改め、同表の備考の二中116を115とし、117から121までを116から120までとし、同表の備考の二の122中「116、118及び120」を「115、117及び119」に改め、同表の備考の二中122を121とし、123から126までを122から125までとする。

別表第四第三号中「二十三点」を「十九点」に改める。

別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を「別表第二の備考の二の18」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の44」を「別表第二の備考の二の43」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の43」を「別表第二の備考の二の42」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の80」を「別表第二の備考の二の79」に改める。

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十七条の二の二第六号」を「第百十七条の二の二第八号」に、「第百十七条の二の二第七号」を「第百十七条の二の二第九号」に、「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第十号」に改め、同表第二十六条の六第二号の項中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第四の規定の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第七十二号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条の三第一項及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条の九第一項第二号ロ中「（第五号」を「（第七号及び第十一号」に改め、「、法第百十七条の四第二号若しくは第三号」を削る。

第十七条第二項中「第二号、第四号又は第七号」を「第三号、第五号又は第八号」に改め、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　免許申請者が東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第三項に規定する避難住民である場合にあつては、同条第一項に規定する指定市町村の長が発行する同法第四条第一項の避難場所を証明する書類

第十七条第三項中「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号及び第七号」を「同項第三号及び第八号」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表第九条の九第一項の項中

「法第百十七条の二の二（第五号を除く。）	法第百十七条の二の二（第七号及び第十一号を除く。）
法第百十七条の四第二号若しくは第三号	法第百十七条の二の二第一号から第六号までの規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第一号から第四号まで若しくは第七号」

を

法第百十七条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九条第一項、運転代行業法第十九条第一項、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の四第二号若しくは第三号	法第百十七条の二の二第一号から第四号まで若しくは第七号の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第一項、運転代行業法第十九条第一項、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の四第二号若しくは第三号

に改める。

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の一部の施行及び道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百十号）の施行に伴い、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ロ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第二条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。